

件名	愛媛県公告式条例の一部を改正する条例
主管課	私学文書課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県報を電磁的方法により発行しようとするもの</p> <p>1 愛媛県公告式条例の一部改正（本則）</p> <p>第6条の追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（愛媛県報の発行）</p> <p>第6条 愛媛県報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が愛媛県報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものとする方法により発行するものとする。</p> <p>2 前項に規定する方法による愛媛県報の発行は、愛媛県報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により愛媛県報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）をもつて愛媛県報を発行することができる。</p> </div> <p>第2条の改正</p> <p>条例は、愛媛県報に<u>登載して</u>公布する。 条例は、愛媛県報に<u>掲載して</u>公布する。</p> <p>2 関係条例の改正（附則）</p> <p>愛媛県報の発行方法を電磁的方法とすることに伴い、法令用語上、電子化になじまない「登載」を「掲載」に改正する。</p> <p>（1）財政事情の公表に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県公報登載」「愛媛県報への掲載」 ・愛媛県報の閲覧手続を削除 <p>（2）愛媛県県民賞条例 「県公報に登載して」「愛媛県報に掲載して」</p> <p>（3）愛媛県県営住宅管理条例 「県報登載」「愛媛県報への掲載」</p> <p>（4）愛媛県監査委員条例 「登載して」「掲載して」</p>	
施行日	平成18年8月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>電子県報の実施に併せ、条例、規則、訓令及び告示（規程方式のものに限る。）の改正に「新旧対照表方式」を導入することとする。</p> <p>「登載」 <u>一定の資格を有する者などを行政官庁等の備える名簿に記し載せること。</u></p> <p>「掲載」 <u>一定の事項を公示し、公告し、又は公表するために公報、新聞、雑誌等に載せること。</u></p>	